

○恵那市奨学奨励金交付要綱

平成25年4月1日告示第54号の7

改正

平成27年4月1日告示第60号の3

平成28年3月22日告示第41号

平成29年3月24日告示第59号

令和2年3月27日告示第38号

恵那市奨学奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市への若い世代のUターンを促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、恵那市奨学資金貸与規則（平成17年恵那市規則第5号。以下「貸与規則」という。）の規定により奨学資金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた者が市に定住した場合において、奨学金の返済に対して奨励金を交付することに関し、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる奨学金)

第2条 奨励金の対象となる奨学金は、貸与規則に定めるところにより、平成25年度から平成27年度までの間に貸与した奨学金とする。

2 前項に定めるもののほか、前項の期間に貸与が決定した奨学金についても、奨励金の対象とする。

一部改正〔平成28年告示41号・令和2年38号〕

(奨励金の受給要件)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 貸与規則の規定により奨学金の貸与を受けた者
- (2) 貸与規則第14条の規定による奨学金の返済期間内にある者
- (3) 貸与規則第14条の規定による奨学金の返済が、その返済すべき期限までに返済したことが確認できる者

(4) 市内に住所を有し、現に居住する者

(5) 市税等を滞納していない者

(奨励金の額)

第4条 貸与規則に基づき、貸与を受けた年数（貸与を受けた年数に1年未満の端数があるときは、これを1年とみなした年数）に、2を乗じて得た年数で交付するものとし、その年度の返済額の2分の1以内で12万円を限度とする。

一部改正〔平成27年告示60号の3・29年59号〕

(交付申請及び決定)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、恵那市奨学奨励金交付申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出は、毎年3月1日から3月31日とする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、奨励金の受給要件を備えるときは、奨励金の額及び交付についての決定を行い、恵那市奨学奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに奨励金を交付するものとする。

4 奨励金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

一部改正〔平成27年告示60号の3・28年41号・29年59号〕

(交付決定の取り消し及び奨励金の返還)

第6条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、恵那市奨学奨励金返還命令書（様式第3号）により交付決定を取り消し、期限を指定して既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成29年告示59号〕

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

一部改正〔平成28年告示41号・29年59号〕

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第60号の3）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第41号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第59号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前になされた処分、手続きその他の行為は、施行後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月27日告示第38号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 千
住 所：
氏 名：
電話番号：

恵那市奨学奨励金交付申請書（請求書）

恵那市奨学奨励金交付要綱第5条第1項の規定により、奨励金の交付を申請します。

記

1. 申請内容

貸 与 年 度	年 度
奨学資金償還金額	円
交付申請（請求）額	円
奨学資金償還日	年 月 日
住民の住定年月日	年 月 日

2. 振込先口座情報

振込先	金融機関名	
	支店名	支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号（7ケタ）	
	フリガナ 口座名義人	

3. 同意書

- (1) 申請にあたり、申請者の市内在住の有無、住民登録日、恵那市奨学資金の返還状況、及び市税等の滞納の有無等について、恵那市職員が各行政機関に対して確認を行うこと。
- (2) この申請書は、市において交付決定した後は、奨励金の請求書として取り扱うこと。
- (3) 次の各号のいずれかに該当すると判明した場合には、市が奨励金の返還を命ずる場合があること。
- ①偽りその他の不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
 - ②交付の決定の取り消しを申し出たとき。
 - ③その他、市長が必要と認めたとき。

上記内容に同意します。

申請者署名又は記名押印

㊟

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長 印

恵那市奨学奨励金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあったこの奨励金交付について、
恵那市奨学奨励金交付要綱第5条第3項の規定により、奨励金を交付するこ
とに決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長

印

恵那市奨学奨励金返還命令書

恵那市奨学奨励金交付要綱第6条の規定により、 年 月 日
第 号で決定した奨励金については、下記のとおり返還されたく通知
します。

記

区 分	内 容
返還理由	
返還補助金	
返還期限	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、恵那市を被告として（訴訟において恵那市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。